

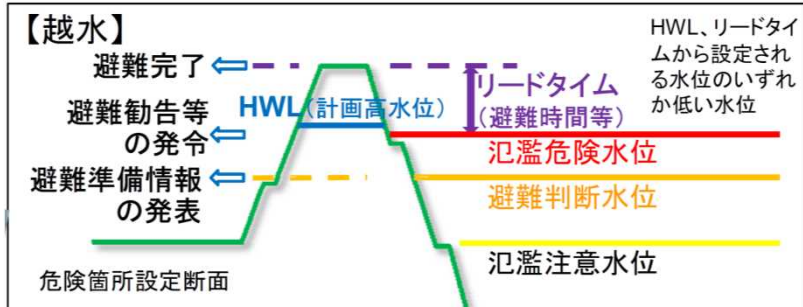
市町が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するに際しての手順や指針、作成例についてとりまとめた本県独自のガイドライン

## 水 害 編

- 避難の基本方針：①水害発生までに避難を終える。②災害時要援護者も含めた住民の確実な避難を徹底する。  
③避難行動における安全の確保を図る。④緊急的に自宅等の2階以上への避難もあり得る。

### ○避難情報発令の基本方針：

- ①避難判断水位 → 避難準備・高齢者等避難開始
- ②氾濫危険水位 → 避難勧告
- ③昼間の発令を心がける。夜間でも躊躇なく発令
- ④発令地域をあらかじめ検討



### 【漏水・侵食】

漏水・侵食の監視を強化し、危険がある場合には、水位によらず対応

#### 【漏水】



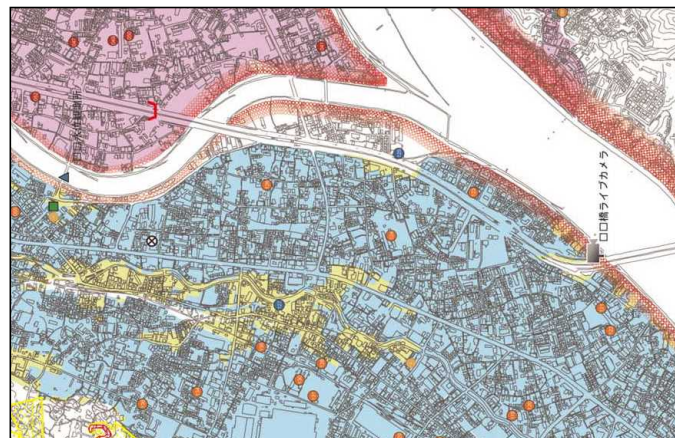
#### 【侵食】



### ○避難すべき区域の特定：

ハザードマップ等を参考に、区域を具体的に設定

※想定最大規模の洪水浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた洪水浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。



被災のおそれのある時の河川状況や、破堤、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、避難が必要な地域やリードタイムが異なることから、想定される災害規模が大きくなるほど避難勧告等の発令対象地域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要

# 「避難判断のガイドライン」(H29.9改定、兵庫県)【概要】

市町が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するに際しての手順や指針、作成例についてとりまとめた本県独自のガイドライン

## 土砂災害編

- 避難の基本方針：①土砂災害発生までに避難を終える。②災害時要援護者も含めた住民の確実な避難を徹底する。③避難行動における安全の確保を図る。④緊急的に自宅等の2階以上(斜面と反対側の部屋)等への避難もあり得る。

○避難情報発令の基本方針：

①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、  
土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)で  
「現況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」

→ 避難準備・高齢者等避難開始

②土砂災害警戒情報の発表、または、  
地域別土砂災害危険度(県)等において、  
「予測で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが  
土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合

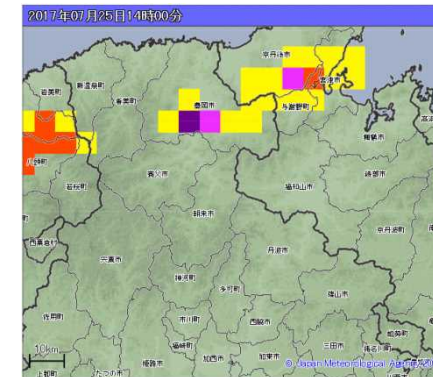
→ 避難勧告

③地域別土砂災害危険度(県)等において、  
「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」したメッシュが  
土砂災害警戒区域・危険箇所等と重なった場合

→ 避難指示(緊急)

④市町をあらかじめいくつかの地域に分割して、発令単位として設定

⑤土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民は、  
避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始する  
ことが望ましい



○避難すべき区域の特定：土砂災害警戒区域が基本

- ①市町内における危険度には地域差があることから、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」(気象庁)や「地域別土砂災害危険度」(県)を用いて避難対象区域を絞り込む必要有り
- ②各避難すべき区域毎に、該当する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」や「地域別土砂災害危険度」のメッシュを定めておくことも必要